



覚 書

総人職発第14号

総人発第13号

警察庁丁人発第29号

平成7年1月25日

内閣総理大臣官房人事課長

小幡 政人



総務庁人事局企画調整課長

坂巻 三郎



警察庁長官官房人事課長

林 則清



総理府、総務庁及び警察庁は、平成7年1月25日付け「「省庁間人事交流の推進について」の解釈について」（各省庁人事担当課長会議申合せ）を策定するに際し、下記のとおり確認する。

記

- 1 「省庁間人事交流の推進について」（平成6年12月22日閣議決定。以下、「閣議決定」という。）1（1）の「他省庁、国際機関等」とは、上記申合せ3のとおり、自省庁（出先機関を含む。）以外の勤務経験を指すものであり、警察庁採用職員の都道府県警察における勤務経験が含まれるものであること。
- 2 閣議決定3（3）の「職員の勤務形態、職務内容等の特殊性」には、警察庁採用職員が犯罪捜査、警備実施などの職務に従事すること、都道府県警察での勤務を数多く経験することなどにかんがみ、警察庁採用職員の勤務形態、職務内容等の特殊性が含まれるものであること。  
また、警察庁は、警察業務の特殊性に配慮しつつ、他省庁との人事交流の推進に当たって最大限努力すること。
- 3 警察庁と他省庁との人事交流については、警察業務の特殊性にかんがみ、適性等の問題もあることから、従来どおり警察庁と相手省庁との個別の協議により実施されるものであること。